

「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」新旧対照表（案）

| 改 定 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第1 目的（法第1条関係）</p> <p>このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条及び第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成20年4月及び平成21年9月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、環境省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により環境大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「環境省所管事業分野」という。）における事業者等（以下「環境省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、環境省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。</p> | <p>第1 目的（法第1条関係）</p> <p>このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条及び第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成20年4月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、環境省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により環境大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「環境省所管事業分野」という。）における事業者等（以下「環境省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、環境省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。</p> |
| <p>第2 用語の定義（法第2条関係）</p> <p>(8) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）</p> <p>第8-1-（1）及び7の規定にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所等^等の窓口等^等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報</p> | <p>第2 用語の定義（法第2条関係）</p> <p>(8) 本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）</p> <p>第8-1-（1）及び7の規定にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載、又は事業所の窓口へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取</p> |

の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

第4 個人情報の利用目的に関する義務

2 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

- (1) 環境省関係事業者は、1の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてこれを行ってはならない。

(許容例)

- ・「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

(認められない例)

- ・「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

- (2) 変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- (3) 本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、3の規定により、本人の同意を得なければならない。

5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

次に掲げる場合については、3又は4の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

- (1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応

扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

第4 個人情報の利用目的に関する義務

2 利用目的の変更（法第15条第2項・法第18条第3項関係）

- (1) 環境省関係事業者は、1の規定により特定した利用目的を変更する場合には、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えてこれを行ってはならない。

(許容例)

- ・「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

(認められない例)

- ・「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

- (2) 変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- (3) 本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、3の規定により、本人の同意を得なければならない。

5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

次に掲げる場合については、3又は4の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

- (1) 法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応

- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
- ・ 疑わしい取引の届出
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
- ・ 弁護士会照会への対応
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する 報告や行政機関の長からの協力要請への対応
- ・ 児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

(例)

- ・ 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提

- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
- ・ 疑わしい取引の届出
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
- ・ 弁護士会照会への対応
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する 申告や調査実施者からの協力要請への対応
- ・ 児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

(例)

- ・ 任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提

出する場合

- ・ 承認統計調査や届出統計調査に回答する場合

なお、環境省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第5 個人情報の取得に関する義務

1 適正な取得（法第17条関係）

環境省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること。
- ・ 第三者への提供の制限（第7の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第23条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第7-3の規定参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ま

出する場合

- ・ 一般統計調査に回答する場合

なお、環境省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第5 個人情報の取得に関する義務

1 適正な取得（法第17条関係）

環境省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）

- ・ 本人をだましてその個人情報を取得すること。
- ・ 第三者への提供の制限（第7の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

（新規）

しい。

第6 個人データの管理に関する義務

1 データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

環境省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 安全管理措置（法第20条関係）

環境省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、環境省関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講じることが望ましい。

(1) 責任の所在の明確化のための措置

(例)

- 個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する個人情報保護管理者の設置（例えば、役員などの組織横断的に監督することのできる者を任命する）
- 事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置

第6 個人データの管理に関する義務

1 データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

環境省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 安全管理措置（法第20条関係）

環境省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、環境省関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（新規）

- ・ 事業者内の個人情報の取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置

(2) 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

(例)

- ・ 個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）

(3) 漏えい等に早期に対処するための体制整備

(例)

- ・ 漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備

(4) 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

(例)

- ・ スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

(5) 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施

(例)

- ・ 入退館（室）の記録の保存

(6) 盗難等の防止のための措置

(例)

- ・ カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
- ・ 記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施

(7) 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

(例)

- ・ 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ・ 個人データへのアクセス制御
- ・ 個人データへのアクセス権限の管理
- ・ 個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
- ・ 情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
- ・ ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

なお、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

4 委託先の監督（法第 22 条関係）

- (1) 環境省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

4 委託先の監督（法第 22 条関係）

- (1) 環境省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(2) 環境省関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、以下の項目が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

(3) 環境省関係事業者は、委託契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項

(例)

- ・ 委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む。）を明確にすること
- ・ 委託先において講ずべき安全管理措置の内容

イ 委託先の秘密の保持に関する事項

ウ 委託された個人データの再委託に関する事項

(例)

- ・ 再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

オ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

(例)

- ・ 安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

(4) 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込ん

(新規)

(2) 環境省関係事業者は、(1)の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア 委託先の個人データの取扱いに関する事項

(新規)

イ 委託先の秘密の保持に関する事項

ウ 委託された個人データの再委託に関する事項

(新規)

エ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(新規)

だ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

- (5) 環境省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第7 個人データの第三者への提供に関する義務

2 第三者への提供の制限に関する例外（法第 23 条第 1 項関係）

次の各号のいずれかに該当する場合は、1 の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づく場合

(例)

- (3) 環境省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第7 個人データの第三者への提供に関する義務

2 第三者への提供の制限に関する例外（法第 23 条第 1 項関係）

次の各号のいずれかに該当する場合は、1 の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

(1) 法令に基づく場合

(例)

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
- ・ 疑わしい取引の届出
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
- ・ 弁護士会照会への対応
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応
- ・ 児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、第三者からの提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者

- ・ 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応
- ・ 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応
- ・ 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応
- ・ 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
- ・ 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- ・ 裁判執行関係事項照会への対応
- ・ 裁判所からの公務所等に対する照会への対応
- ・ 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
- ・ 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
- ・ 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
- ・ 疑わしい取引の届出
- ・ 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
- ・ 弁護士会照会への対応
- ・ 国勢調査などの基幹統計調査に対する申告や調査実施者からの協力要請への対応
- ・ 児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、第三者からの提供を受ける相手方についての根拠のみあって、提供を行う第三者については根拠を規定されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者への提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者

| | |
|---|--|
| <p>に提供する場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none">任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合<u>承認統計調査や届出</u>統計調査に回答する場合 <p>なお、環境省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者への提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。</p> | <p>に提供する場合 (例)</p> <ul style="list-style-type: none">任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合<u>一般</u>統計調査に回答する場合 <p>なお、環境省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者への提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする。</p> |
|---|--|